時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の

時事新報

第三千百三十五號
明治廿四年九月十六日　水曜日
舊曆辛卯八月十四日（乙、巳）
日出午前五時二十五分
日入午後五時四十七分
月出午後四時五十七分
月入午後二時二十四分
滿潮午前三時三分
午後三時三十八分
（西曆一千八百九十一年）

山地中將の肖像附錄

過般讀者の投票多數により本紙の石版附錄と定りたる山地中將の肖像は彌々來る二十日の本紙に添へて讀者に配布すべし

當日の時事新報は臨時紙數を增刊するを以て印刷上多くの時間を要すれば同日の紙上に掲載する廣告は來る十八日迄に本社へ申込みあるべし

時事新報

國會議員と撰擧人

今の國會議員と撰擧人との關係を見るに我輩の意を得ざるもの少なからずして或は之が爲めに立憲代議政治の精神を抹殺し去るの恐なきに非ず畢竟するに議員も撰擧人も共に事の本體を誤りたるものにて其誤を早きに正さゞるときは遂に返す可らざるの惡習慣を養成するにも至る可し蓋し議員と撰擧人との關係に就ては法文の上に於て別に規定する所なしと雖も今日の實際に議員の撰擧人に於ける又撰擧人の議員に於ける、議員は恰も撰擧人に對して一種の義務を負ふが如く撰擧人は議員に對して訓令の權を有するが如くにして其當局の人々も甚だ怪まず又一般の世間に於ても之を輕々に看過し去るの趣あるが如し例へば彼の地價修正の問題に就て各議員の去就を見るに多くは一地方の利害即ち其撰擧區の利害を以て目的と爲し現に政治の改良を主義とする同臭の政黨中に於ても此一事に限りては地方問題として黨員の去就を勝手にするものさへあるに非ずや而して議員中或は獨立の見を抱き其論する所たま〳〵地方の利害に反するみともあれば撰擧區の人民は忽ち不平を唱へて辭職勸告等の手段に及びたる奇談も少なからずと云ふ是等の事實に由りて見れば今の國會議員は其撰擧人民の意を承け之を取次するを以て己れの職務と心得、又其人民も議員を以て自分等の取次人と爲し勝手次第に之を左右するの權ありと信ずるもの〳〵如し立憲代議政治の本意と云ふ可らず抑も國會議員が事を議するに當りて一地方の利害の如きも之を等閑に付す可らざるは勿論なりと雖も既に一國の代議士として國の立法に參する以上は其目的は常に一國の上に在らざる可らず即ち其立法の本義は國家全體の利害大計を表白するに外ならずして只ろの利害大計を正當に解釋判斷するの任に當るものなれば若しも他の力を以て之を牽制するときは其間に不如意の事共多くして政治家の意に背くとある可きは勢に於て免れざる所あり西洋立憲諸國の例に據るに英の如き米の如き又佛の如きも共議院法又は憲法に議員と撰擧人との關係に就ては何れも實際に無意代表即ち議員と撰擧人と無關係の主義を取らざるはなく此一義は殆んど各國共通の慣例にして唯獨逸に於て其上院とも云ふ可き聯[illegible]の一例を見るのみ蓋し獨の聯邦參議院[illegible]する代議院と相對して自から上院の姿を爲すものあれども其議員は實際に各聯邦の政府を代表して恰も代理委員とも云ふ可きものあるが故に亦自から其政府の訓令を帶ざるを得ず即ち獨の上院議員は各國の例外にして其撰擧者と離る可らざる關係あるみとなれども是れは彼國の聯邦政治の精神より由來して然るのみ、以て一般の例と爲す可らず左れば理論に於ても實際に於ても一國の代議士は撰擧人の意志の上に更に大に代表する所のものあり即ち立法の大任は全く不羈獨立にして苟も他の牽制を受く可らざるの理由甚だ明白なるを見る可し彼の撰擧區の人民が其代議士の擧動を目して委託に負くものとなし之を云々するが如きは固より不法の所爲にして論ずるに足らざれども其議員たるものが自から獨立不羈の地位に在るにも拘はらず一地方の利害に局促して國家立法の大任を忽にするに至りては決して輕々に看過す可らず我國の法文には固より議員と撰擧人との交渉に關する規定なくして其精神は西洋諸國の例の如く無意代表に在るや疑ふ可らずと雖も凡そ政治上の慣例は法文の精神よりも寧ろ實際の成行より來るもの多きが故に議員と撰擧人との關係今日の如くにして其當局のものも自から疑はず又世間に於ても之を怪しむものなきときは知らず〳〵の間に自から一種の習慣を成して後來我政治上の發達に圖る可らざる妨碍を與ふるに至る可し我輩が事理の鄙近を嫌はずして聊か其事に論及し敢て注意を促す所以なり

官報

朕技術官タルノ資格ヲ有スル者ヲ直チニ本官ニ任用スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年九月十四日

內閣總理大臣伯爵松方正義

勅令第百九十一號

技術官タルノ資格ヲ有スル者ハ實務練習ノ必要ナシト認ムル場合ニ限リ直チニ本官ニ任用スルコトヲ得

朕東京郵便電信學校卒業生任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年九月十四日

內閣總理大臣伯爵松方正義
遞信大臣伯爵後藤象二郎

勅令第百九十二號

東京郵便電信學校ノ卒業證書ヲ有スル者ハ文官普通試驗及事務練習ヲ要セス直ニ郵便電信ニ關スル判任官ニ任用スルコトヲ得

但本令ニ依リ任用セラレタルモノハ普通試驗ヲ經ルニアラサレハ他ノ判任官ニ任スルコトヲ得ス

雜報

○中學校令の改正　現行中學校令は去る明治十九年勅令第十五號を以て發布せられ又尋常中學校の學科及其程度は同年六月文部省令第十四號を以て制定したるものなるが此二令中には各地方の實際に適せざるもの頗る多く不都合の廉少なからざるに依り是非とも改正を加へざる可らずとは數年以前より各地方教育家の頗りに[illegible]する所にて文部省も亦た其必要を[illegible]專ら改正案の調査中なる事は屢ば本紙にも記載せし事ありしが近頃に至りては益々其必要を感じ既に各府縣の中には來る二十五年度の通常縣會には改正の規則に基きて尋常中學校に關する豫算を提出致し度に付き其以前に改正令の發布ありたしなどゝて文部省に迫るものもありて同省にても既に略ぼ調査濟みとはなりたれども尙ほ充分の取調を要する所もありて通常縣會の開期即ち十一月頃までには或は發布するの運びに至らざる可しと云ふ現行中學校令發布の以前は各府縣の一郡を一中學區と爲し郡每に一の中學校を設立するみとを許したるより全國の各郡競ふて之を設立せしかば其經費の負擔に耐へざる所よりして啻に全國各郡の中學校は悉く皆不完全のもの〳〵みにて一として中學校の資格を保持するものなきのみならず經費に差支へて片端から廢滅したるを以て此の弊を防止せんが爲めに時の文部大臣森有禮氏は現行の中學校令を發布し尋常中學校は各府縣の便宜設置に任せ其の地方稅の支辨又たは補助に係るものは各府縣內一箇所に限るみとゝ爲し且つ聯合町村費等を以て中學校を設立するとを禁止し極端から極端を制したるより全國幾百の中學校は一時に廢滅し甚しきは一縣下に一の中學校なきに至りたる所少なからず新潟縣の如きも其一なるが蓋し現行中學校令の期する所は全國無數の不完全なる中學校に費す所の資金を集めて一府縣下に完全なる一の中學校を設立せしめんと爲したるものなりしも各地方の情況に適せざる所多きが爲め其結果は全く相違し現今は僅に全國中小數なる不完全の尋常中學校を遺すのみに至りたれば遂に今回の改正論を引起したるものなるが今度改正せらる可き要點なりと云ふを聞くに尋常中學校は一府縣下に必ずしも一個所と限るにあらず地方經濟の許す限りは幾個所にても之を設立するとを得せしむる事と爲す代りには嚴重に其設備準則を制定して教職員の員數俸給より校舍書籍器械等に至る迄悉く此準則に適合し全く尋常中學校たるの資格を備ふる者にあらざれば一切設立する事を許さず又尋常中學校の階級を四年、三年、二年の三種（或は二種に限る可しとも云ふ此點は未だ決定せず）に區別し地方の宜しきに隨ひ此三種の中を選擇して之を設立せしむるみとゝ爲し例へば府縣廳所在の地に第一種即ち四年科の中學を置くとすれば之に次ぐ繁昌の郡會には第二種即ち三年科の中學校を設け又郡役所のある町村には第三種即ち二年科の中學校を設くる事を得るが如く資金さへ充分にして此三種の設備準則に適合するに於ては一府縣下に何種の中學校を幾個設立するも其自由に委する事と爲し然る代りには又嚴重に此設備準則を執行し苟くも右三種類の中學校に適合せざるものは斷じて其設立を許さず若し又假令ひ設立を許可したる後に至りても追々衰頽して其資格を失ふが如き事あるに於ては直に其許可を取消し廢校を命ずるみとある可しと云ふ又現行「尋常中學校の學科及び其程度」の規定によれば之を二三種類に區別する等の事なく其學科は倫理、國語、漢文、第一外國語（通常英語）第二外國語（通常獨逸語若くは佛語）農業、地理、歷史、數學、博物、物理、化學、習字、圖畫、唱歌、及び體操なるが就中僅に第二外國語と農業とは其一を省き唱歌は當分之を缺くみとを得可く又土地の情況に因り文部大臣の許可を經て商業工業の科を置くみとを得るも其他は一切學科の取捨增減を許さず實に窮屈至極なるも今度の改正案は既に尋常中學を三種類に區別して自由に其[illegible]所を[illegible]せしむるのみなら其學科も亦必須學科と自

必須學科は如何なる土地に於

する以上は必ず之を教授す可

土地の情況、慣習に依りて自

授するみとを許すの制なれば

なるが凡ろ是等の諸點が今回

と云ふ

○曹洞宗紛議餘聞　曩に東京

平寺貫首の公撰を行ひたるに

日悟由氏が最多數の投票を得

、生駒圓之、皆川祖隆の三氏

田師に當撰の旨を通じ且就職

師は固く辭して之を受けざる

野禪法、佐藤賢英の二氏を派

請して北ます遂に漸く森田師

右の如く貫首既に定まりたる

き等もなかる可しとて曹洞宗

々一と先づ歸鄕する事に決し

玉鳳寺に移せしが向ほ其去る

の組織幷に其他の改革を實行

要領なりと云ふを聞くに還回

したるは種々の原因もあるべ

の宜しきを得ざると宗務局の

が如し左れば此際斷然其根本

を未然に防ぎ將さに地に墜ち

回して從來の面目を一新せざ

ば先づ左の條項を實行するに

一兩本山出張所執事を廢し

宗務を分擔して之を執行

一各主任役員の外に一名の

て宗務の全體を總轄せし

一各役員の職務章程を制

一敎導取締は各地方の公撰

し末派總代議員を兼務さ

一學制及布敎の方案を改正

以上は其大綱に過ぎざと雖も

宗の安寧を維持して以て隆盛

の趣旨なりと云ふ

○日本勞働者に關する記事に

米國桑港新聞デーリー　レポ

者を惡様に記せし一報ありし

新報紙上に之を譯載せし事あ

オルニヤ州菓物園の所有主中

るもの多く今は全州殆んど到

に至りたれども害ありて益な

州部のメーヤー氏が使役せし

るのみならず或る日大醉して

て解雇したるに日本人は翌日

を占領し入來る人々に抵抗し

訴し巡査は[illegible]を携へて出張

と暑し之に依つて考ふるも日

カリフオルニヤ州は頻繁に騒

と評せり右レポルトに記する

を其事實として記載せしもの

頃本社に達せし投書を見るに